

# 【 限度額適用認定証の手続きについて 】

窓口でのお支払いが高額になった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。限度額適用認定証をご利用になると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、高額療養費(払い戻し)の申請が不要になります。

- ※ 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。
- ※ 保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。
- ※ 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

**限度額適用認定証は、70歳未満の方** が、ご利用になれます。

◎ 入院時、「限度額適用認定証」と保険証を併せて、窓口へ提示してください。

## ★ 限度額適用認定証の発行までの流れ

「限度額適用認定証」をご利用いただくには、必ず申請が必要です。

保険証に記載されている 区役所、各市町村役場、全国健康保険協会(協会けんぽ)都道府県支部、健康保険組合にて、申請の手続きを行うことができます。

なお、認定証の送付には、1週間程度かかることがありますので、早めの手続きをお願いいたします。

① 限度額適用認定申請書を記入し、保険証の写しを添付して健康保険組合へ郵送する。

※ 基本的には郵送での申請となりますが、  
窓口での直接の申請や、勤務先を通して申請を行う場合もあります。

② 「限度額適用認定証」が交付されます。

(自宅又は、職場や入院医療機関等、送付先の指定も可能です。)

③ 保険証と併せて限度額適用認定証を病院窓口へ提示する。

適用区分	負担割合	医療費自己負担	食事負担
(ア)	3割	252,600円 + ((総医療費 - 842,000円) × 0.01)	1,080円 (1食 360円)
(イ)		167,400円 + ((総医療費 - 558,000円) × 0.01)	
(ウ)		80,100円 + ((総医療費 - 267,000円) × 0.01)	
(エ)		57,600円	
(オ)		35,400円	630円 (1食 210円)

# 70歳以上の方は高額医療の申請は必要ありません！

現在お持ちの健康保険証で、窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。

70歳～74歳の方は、保険証と併せて高齢受給者証を提示してください。

75歳以上の方は、後期高齢者被保険者証を提示してください。

◎70歳以上の方で、世帯全員が住民税非課税の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、保険適用の医療費の自己負担限度額と、入院時の食費が減額されます。

## 対象者

世帯の全員が住民税非課税の方

・「区分Ⅰ」に該当する方

世帯全員が住民税非課税であり、かつ、公的年金等控除を80万円として計算した場合の世帯全員の所得が0円の世帯。

・「区分Ⅱ」に該当する方

世帯全員が非課税の世帯。

区分Ⅰ、または、区分Ⅱをお持ちの方は

入院時、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を

保険証と併せて、窓口へ提示してください。

\* 平成29年8月から平成30年7月まで

	負担割合	医療費自己負担	食事負担
現役並み所得	3割	$80,100円 + ((総医療費 - 267,000円) \times 0.01)$	1,080円 (1食 360円)
一般	1割 (2割)	57,600円	630円 (1食 210円)
区分Ⅱ		24,600円	
区分Ⅰ		15,000円	

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、対象になるかの確認等は区役所、または各市町村役場、健康保険組合にて、お問い合わせください。